

第 6 次守口市総合基本計画

前期基本計画（答申素案）

（施策 1 ～ 1 4）

守口市総合基本計画審議会

【修正の表記について】

① 前回までの委員のご意見をふまえ修正した箇所は、**赤字に変更し、下線**を付けています。

該当箇所には、**番号**を付し、「参考資料 2」の委員ご意見と対応させています。

② 数値の更新や分かりやすい表現とするため事務局として見直した箇所は、**該当箇所のみ灰色網掛け**表示をしています。

（趣旨の変更はしていません。）

1. 基本計画とは

基本計画は、まちの将来像を実現するための方向性や、その方向性に基づく施策などを定めるものです。

基本構想における将来都市像を実現するための 5 つのまちづくりの目標のもと、27 の施策ごとに「5 年後の守口像」や「評価指標」、「施策を取り巻く状況」「5 年後の守口像実現に向けた現状と課題」「主な取組」などを示したものです。

2. 前期基本計画の計画期間

前期基本計画の計画期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

3. 施策の体系

将来都市像の実現に向けて、以下の27の施策に沿って取組を進めます。

基本構想に定める5つの「まちづくりの目標」の実現に関わる主な施策を、下表の○で示します。

まちづくりの目標と各施策とのつながり

		まちづくりの目標					
		(1) 子どもや若い世代が夢を育めるまち	(2) 一人ひとりが自分らしく活躍できるまち	(3) 安全に安心して暮らせるまち	(4) 市民が誇れる魅力あるまち	(5) 持続可能な都市づくりを進めるまち	
施策	1	子ども・子育て支援	○	○	○		
	2	青少年	○		○		
	3	学校教育	○		○		○
	4	教育環境	○		○		
	5	人権平和・多文化共生	○	○	○		
	6	男女共同参画		○	○		
	7	健康		○	○		
	8	地域福祉		○	○		○
	9	障がい者福祉		○	○		
	10	高齢者福祉		○	○		
	11	コミュニティ活動				○	○
	12	市民協働		○		○	○
	13	生涯学習・スポーツ		○			
	14	文化		○		○	
	15	防災・減災・縮災			○		
	16	消防・救急			○		
	17	防犯	○		○		
	18	都市空間			○	○	
	19	住まい			○		
	20	緑・花・公園		○		○	○
	21	道路・交通		○	○	○	
	22	上下水道			○		○
	23	地域産業		○		○	○
	24	魅力創造・発信				○	
	25	環境				○	○
	26	行財政運営					○
	27	公共サービス					○

◆ SDGsについて（参考）

SDGs（Sustainable Development Goals、エスディジーズ）とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、政府においても積極的に取り組んでいます。

本市においては、総合基本計画に掲げる将来都市像「いつまでも住み続けたいまち守口」の実現に向けて、NPOや市内各団体、事業者等と協働しつつ、各施策、各事務事業を進めていくことを通じて、国際社会で取り組んでいるSDGsの目標の達成に貢献します。

17のゴール



取組の特徴

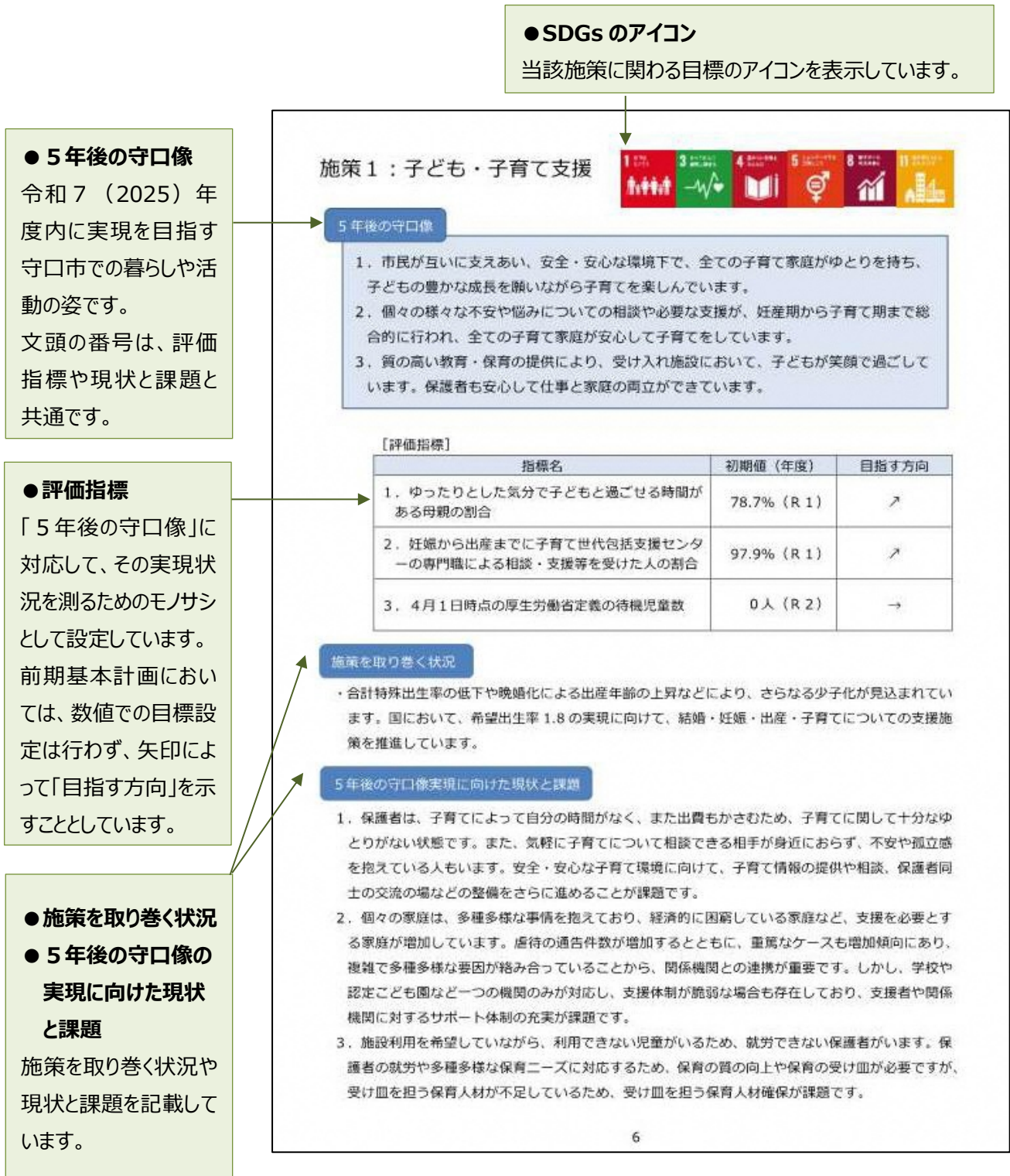
普遍性	先進国を含め、 全ての国が行動
包摂性	人間の安全保障の理念を反映し「 誰一人取り残さない 」
参画型	全てのステークホルダーが役割を
統合性	社会・経済・環境に 統合的に取り組む
透明性	定期的にフォローアップ

（資料）外務省「持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けて日本が果たす役割」をもとに作成

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/2001sdgs_gaiyou.pdf)

◆ 各施策の構成と内容

前期基本計画は、27の施策ごとに見開き2ページで、以下のような構成・内容としています。



主な取組

1. ゆとりある子育て環境

- ・子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもや妊産婦に係る各種医療費助成や幼児教育・保育の無償化を引き続き実施します。
- ・地域の子育て力の向上を目指し、市民同士が子育てを支えあう環境を構築するため、支えあい意識の醸成を図るよう啓発活動に取り組みます。
- ・「もりランド」をはじめ市内各所にある地域子育て支援拠点施設や認定こども園等において、保護者同士の交流も深めることができるよう、子どもの遊びの場の提供や子育ての相談支援を引き続き実施します。
- ・子育て世帯が安心して出かけられるよう、赤ちゃんの駅の設置を促進します。

2. 妊娠前から子育て期までの総合的な相談・支援

- ・子どもの育ちに関するワンストップ相談窓口である子育て世代包括支援センター「あえる」にて、妊娠前から子育て期までの全ての子育て家庭に対し、総合的な相談・支援を行います。
- ・妊娠届出時の面接など、あらゆる機会を通じて、様々な不安や悩みについての相談や必要な支援を行います。
- ・虐待を防止するため、オレンジリボン活動を通じて、全ての市民に対して、「No 虐待」という意識を醸成します。
- ・虐待防止の体制を一層強化するため、子どもや子育て家庭に対する支援を行う関係機関と密に連携をとり、地域全体で支える包括的支援体制を構築します。

3. 子どもの健やかな育ちと仕事・家庭の両立

- ・保育のニーズ量に合わせた受け皿・サービスを確保するために、必要な整備を行います。
- ・子どもが豊かに育つ環境を整えるため、教育・保育の質の向上に向け、保育教諭等の人材確保や資質向上に必要な支援を行います。
- ・ひとり親家庭等を支援するため、各種助成や、自立を促進する施策に取り組みます。
- ・放課後児童クラブを利用する全ての児童が安全・安心に過ごせるよう、児童の健全育成に向けた取組を充実するため、放課後児童クラブの支援員の資質向上や環境づくりに取り組みます。
- ・親が子どもと過ごす時間を確保しながら無理なく仕事を続けることができるようワークライフバランスを実現するため、市内企業等に対しテレワークの利用促進や各種制度の周知を行います。

もりグッド

●幼児教育・保育の無償化（市独自）

全国トップレベルの子育て家庭にやさしいまちの実現を目指し、子育て世代の負担軽減と定住促進のため、平成 29(2017)年 4 月から、世帯の所得に関係なく 0 歳から 5 歳児の幼児教育・保育の無償化を実施しています。平成 30(2018)年 12 月に実施したアンケート調査では、9 割の子育て家庭から施策に対して、肯定的な意見をいただいています。



▲幼児教育・保育の無償化（イメージ）

●主な取組

左ページで課題として示した内容等に対応するための主な取組を記載しています。

●もりグッド

守口市において、既に実施している取組を紹介しています。

施策1：子ども・子育て支援



5年後の守口像

1. 市民が互いに支えあい、安全・安心な環境下で、全ての子育て家庭がゆとりを持ち、子どもの豊かな成長を願いながら子育てを楽しんでいます。
2. 個々の様々な不安や悩みについての相談や必要な支援が、妊産期から子育て期まで総合的に行われ、全ての子育て家庭が安心して子育てをしています。
3. 質の高い教育・保育の提供により、受け入れ施設において、子どもが笑顔で過ごしています。保護者も安心して仕事と家庭の両立ができています。

〔評価指標〕

指標名	初期値（年度）	目指す方向
1. ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	78.7% (R 1)	↗
2. 妊娠から出産までに <u>子育て世代包括支援センター</u> の専門職による <u>相談・支援</u> 等を受けた人の割合	97.9% (R 1)	↗
3. 4月1日時点の厚生労働省定義の待機児童数	0人 (R 2)	→

1

施策を取り巻く状況

- ・合計特殊出生率の低下や晩婚化による出産年齢の上昇などにより、さらなる少子化が見込まれています。国において、希望出生率 1.8 の実現に向けて、結婚・妊娠・出産・子育てについての支援施策を推進しています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

1. 保護者は、子育てによって自分の時間がなく、また出費もかさむため、子育てに関して十分なゆとりがない状態です。また、気軽に子育てについて相談できる相手が身近におらず、不安や孤立感を抱えている人もいます。安全・安心な子育て環境に向けて、子育て情報の提供や相談、保護者同士の交流の場などの整備をさらに進めることが課題です。
2. 個々の家庭は、多種多様な事情を抱えており、経済的に困窮している家庭など、支援を必要とする家庭が増加しています。虐待の通告件数が増加するとともに、重篤なケースも増加傾向にあり、複雑で多種多様な要因が絡み合っていることから、関係機関との連携が重要です。しかし、学校や認定こども園など一つの機関のみが対応し、支援体制が脆弱な場合も存在しており、支援者や関係機関に対するサポート体制の充実が課題です。
3. 施設利用を希望しながら、利用できない児童がいるため、就労できない保護者がいます。保護者の就労や多種多様な保育ニーズに対応するため、保育の質の向上や保育の受け皿が必要ですが、受け皿を担う保育人材が不足しているため、受け皿を担う保育人材確保が課題です。

2

1. ゆとりある子育て環境

- ・子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもや妊産婦に係る各種医療費助成や幼児教育・保育の無償化を引き続き実施します。
- ・地域の子育て力の向上を目指し、市民同士が子育てを支えあう環境を構築するため、支えあい意識の醸成を図るよう啓発活動に取り組みます。
- ・「もりランド」をはじめ市内各所にある地域子育て支援拠点施設や認定こども園等において、保護者同士の交流も深めることができるよう、子どもの遊びの場の提供や子育ての相談支援を引き続き実施します。
- ・子育て世帯が安心して出かけられるよう、赤ちゃんの駅の設置を促進します。

3

2. 妊娠期から子育て期までの総合的な相談・支援

- ・子どもの育ちに関するワンストップ相談窓口である子育て世代包括支援センター「あえる」にて、妊娠期から子育て期までの全ての子育て家庭に対し、総合的な相談・支援を行います。
- ・妊娠届出時の面接など、あらゆる機会を通じて、様々な不安や悩みについての相談や必要な支援を行います。
- ・虐待を防止するため、オレンジリボン活動を通じて、全ての市民に対して、「No 虐待」という意識を醸成します。
- ・虐待防止の体制を一層強化するため、子どもや子育て家庭に対する支援を行う関係機関と密に連携をとり、地域全体で支える包括的支援体制を構築します。

4

3. 子どもの健やかな育ちと仕事・家庭の両立

- ・保育のニーズ量に合わせた受け皿・サービスを確保するために、必要な整備を行います。
- ・子どもが豊かに育つ環境を整えるため、教育・保育の質の向上に向け、保育教諭等の人材確保や資質向上に必要な支援を行います。
- ・ひとり親家庭等を支援するため、各種助成や、自立を促進する施策に取り組みます。
- ・放課後児童クラブを利用する全ての児童が安全・安心に過ごせるよう、児童の健全育成に向けた取組を充実するため、放課後児童クラブの支援員の資質向上や環境づくりに取り組みます。
- ・親が子どもと過ごす時間を確保しながら無理なく仕事を続けることができるようワークライフバランスを実現するため、市内企業等に対しテレワークの利用促進や各種制度の周知を行います。

5

6

7

8

もりグッド

●幼児教育・保育の無償化（市独自）

全国トップレベルの子育て家庭にやさしいまちの実現を目指し、子育て世代の負担軽減と定住促進のため、平成 29(2017)年 4 月から、世帯の所得に関係なく 0 歳から 5 歳児の幼児教育・保育の無償化を実施しています。平成 30(2018)年 12 月に実施したアンケート調査では、9 割の子育て家庭から施策に対して、肯定的な意見をいただいています。



▲幼児教育・保育の無償化（イメージ）

施策2：青少年



5年後の守口像

1. 行事や体験活動を通じて、青少年が心身ともに健やかに育っています。
2. 家庭・学校・地域をはじめ、関係機関が連携して青少年を見守ることなどにより、健全な環境の中で青少年が健やかに育っています。
3. 青少年に対する教育等により、インターネット等でのトラブルや薬物乱用についての正しい知識をもち、巻き込まれることなく健やかに育っています。

〔評価指標〕

指標名	初期値（年度）	目指す方向
1. 青少年活動団体補助金交付団体数	17団体（R1）	↗
2. 青少年健全育成協力数 「こども110番の家」運動協力家庭数 「少年を守る店」運動協力店舗数	1,515軒（R1） 388店舗（R1）	↗
3. 大阪府の青少年の検挙・補導人数 大麻取締法 覚せい剤取締法	92人（R1年） 10人（R1年）	↘

施策を取り巻く状況

- ・少子化による子どもの数の減少や、ゲーム機やスマートフォンの普及による子どもたちの遊び方の変化等により、青少年が集団で様々なことにチャレンジしたり、リーダーシップを学ぶ機会が減っています。
- ・インターネットやコミュニティサイト（SNS）の普及により、青少年が被害を受けたり、トラブルに巻き込まれたりする事件が全国で多発しています。また、大麻やMDMA（錠剤型合成麻薬）、危険ドラッグなどの薬物の乱用が問題となっています。家庭・学校・地域をはじめ、関係機関の連携をより強化し、青少年を取り巻く環境を改善することが求められています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

1. 青少年育成指導員連絡協議会と協力しながら、こどもまつりやスポーツ大会等、青少年の相互交流や活動の機会を提供しています。これらの活動の中心を担う青少年育成指導員の高齢化が進んでおり、新たな担い手の確保が課題です。
2. 青少年の健全育成のため、「こども110番の家」運動協力家庭や「少年を守る店」運動協力店舗が青少年の見守りを行っています。世帯形態の変化や個人商店の減少等の環境変化に対応し、協力家庭や協力店舗を引き続き確保していくことが課題です。
3. 青少年を取り巻く環境変化に対応し、青少年の健全な成長を阻害する有害情報や、薬物乱用から青少年を守る取組を促進することが課題です。

1. 地域による青少年育成活動の支援

- ・青少年育成指導員連絡協議会と協力しながら、こどもまつりやスポーツ大会等、青少年の相互交流や活動の機会を引き続き提供します。
- ・新たな青少年育成指導員の担い手を確保するため、市広報誌等を活用した青少年育成指導員の活動報告や募集を行います。
- ・青少年の健全育成活動に取り組んでいる団体の財政面での負担を軽減するため、「青少年団体補助金制度」により、活動経費を補助します。

2. 青少年を見守るネットワークの形成

- ・子どもの安全を守るため、地域による青色防犯パトロール隊の声かけ活動や見守り活動を支援します。
- ・マンション等の集合住宅において、旗やステッカーの戸口への掲示により犯罪を抑制するため、集合住宅に「こども 110 番の家」への参加協力を呼びかけます。
- ・「少年を守る店」運動協力店舗の減少に歯止めをかけるため、市内のコンビニエンスストアや大手チェーン店等にも参加・協力を呼びかけます。

3. 有害情報や違法薬物等から青少年を守る取組の推進

- ・インターネット上の有害情報から青少年を守るために、青少年育成指導員と協力して危険性を周知啓発するとともに、有害情報や有害アプリの起動をブロックするフィルタリング機能の利用やスマートフォン利用に関するルールづくりの促進等に取り組めます。
- ・危険ドラッグから青少年を守るために、青少年育成指導員と協力して危険性を周知します。

もりグッド

●守口市こどもまつりの開催

「こどもの日」を記念し、子どもたちがいきいきと遊べる場を創り出すとともに、子どものあそびや生活を捉え直し、子どもをめぐる地域の大人や青年の協力関係をより発展させることを目的に、「守口市こどもまつり」を青少年育成指導員連絡協議会との共催で開催しています。



▲令和元年度 守口市こどもまつりの様子

施策3：学校教育



5年後の守口像

1. 義務教育9年間を通して工夫した教育活動や個に応じた学習支援を行うことで、子どもが自ら学習課題に取り組み、他の子どもと話し合う活動を通じて、自らの考えを深めたり広げたりしながら、確かな学力、豊かな人間性、健康や体力を身につけています。
2. 子どもを守るネットワークを活用し、関係諸機関と連携した防災教育、いじめ防止等の取組を行うことで、子どもたちが自らの命を守る力、助け合う態度を身につけ、安全で安心な学校生活を送っています。
3. 学校と地域の協働による体験活動などを通じて信頼できる地域の方と出会い、地域の方同士のつながりを感じて、子どもたちが地域を誇りに思っています。

〔評価指標〕

指標名	初期値（年度）	目指す方向
1. 全国学力調査の質問紙調査における学習状況に係る肯定的回答率	67%（R1）	↗
2. 関係諸機関と連携した防災教育等に関する授業の実施回数	50回（R1）	↗
3. 学校支援ボランティアの人数	1,612人（R1）	↗

施策を取り巻く状況

- ・生産年齢人口の減少や技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく変化することを見据え、学習指導要領が見直され、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力が明確に示されました。
- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指す授業改善や、学校・家庭・地域の協働体制等のさらなる構築を図るとともに、多様化・複雑化する危険から子どもを守る取組が求められています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

1. 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、全国学力・学習状況調査の結果を活用し、府や国との比較等を通じた検証改善を行いながら、市学力向上プランに基づいた授業改善及び自学自習力の育成に向けた取組を進めています。各校の実情に正対した教育目標を全教職員で共有し、その目標達成に向け教員の意欲・資質を向上させることや、授業改善、自学自習力の育成に向けた取組を組織的に進めること、多様な学習活動における学校図書館のさらなる活用が課題です。
2. 自然災害をはじめ、不審者やネット上のトラブル、いじめ問題など、子どもの安全を脅かす事象が多様化・複雑化しています。防災教育や情報モラル教育等の推進と学校・家庭・地域の協働体制の一層の確立及び関係諸機関とのさらなるネットワークを構築することが課題です。
3. 子どもの豊かな成長を支えるため、学びの場の確保や地域の方々との交流を通し、様々な教育活動を展開できる地域ぐるみで子どもを支える体制づくりが課題です。

1. 児童生徒の学力向上

- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、小中一貫教育に基づく教員の指導力向上のための中学校区合同授業研究会や、一人一台端末等の ICT 機器を効果的に活用した指導方法等をはじめ各種研修を実施します。また、各校の実情に合わせた授業改善に向けた体制づくりの確立と校内研修などの充実に取り組みます。
- ・子どもへのきめ細やかな学習支援を展開するため、学校運営協議会を通して多様な教育活動に関わる学校支援ボランティアを拡充します。
- ・学校と家庭が一体となり、子どもの学習習慣・生活習慣の確立と放課後学習などの充実による自学自習力の育成などに取り組みます。
- ・学校図書館が「読書センター」「学習センター」「情報センター」の機能を十分発揮できるように、蔵書の充実と体制づくりに取り組みます。また、学校間や市立図書館などの蔵書を効率的に活用できるシステムを構築します。

1

2. 子どもを守るネットワークの確立

- ・子どもたちが自らの命を守る力を身につけられるよう、子どもの対応能力を育む、様々な危機や危険を想定した訓練などを行います。
- ・発達段階に応じた工夫を取り入れて防災教育や情報モラル教育を行います。
- ・自然災害や犯罪等が発生した際に、迅速かつ適切に子どもの安全を確保できるよう、学校・家庭・地域や関係諸機関との連携を強化します。
- ・災害や事件、いじめなどの人権侵害事象などが発生した際に、子どものケアを最優先にしたスクールカウンセラー等を早期に派遣します。また、関係諸機関と連携体制を強化します。

2

3. コミュニティスクールの推進

- ・地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校運営協議会を活用し、教育課程をはじめとした学校運営に地域の意見を反映する体制を整備します。
- ・保護者や地域の方による学校支援活動を充実するため、全ての中学校区及び義務教育学校に設置された学校運営協議会を通して、学校運営に参画する新たなボランティアを発掘します。

もりグッド

●コミュニティスクール

学校運営協議会を設置した学校のことで、本市では中学校区に1つの協議会を設置することとしています。PTAや地域団体の代表等が委員となり、学校運営や学校支援活動について話し合います。



施策 4 : 教育環境



5年後の守口像

1. 多様な教育活動に対応できる学習空間の整備に向けた取組により、子どもたちの学習への意欲が高まり、活気に満ち溢れた教育活動が展開されています。
2. 全ての子どもたちが、1人1台の端末を用いて、探究的・協働的に学習しています。
3. 学校・家庭・地域の協働体制のもと、登下校時における児童の見守り活動が行われ、通学路の安全が確保されています。

〔評価指標〕

指標名	初期値（年度）	目指す方向
1. 大規模な改修による教育環境整備を実施した学校数	－校（R1）	↗
2. 「タブレット PC を活用し、問題解決等することがとてできる」と回答した児童・生徒の割合	56%（H30）	↗
3. 登下校時の交通事故発生件数	0件（R1）	→

施策を取り巻く状況

- ・学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時における避難所としての役割も担う重要な施設であることから、国においては、老朽化が進む施設について財政面の支援を行いながら、市が作成する計画に基づく施設改修を促進しています。
- ・国は、令和時代のスタンダードな教育環境として、児童生徒1人に1台の端末整備、デジタル教材や学習ログの活用など、ハード・ソフト両面からのICT環境の整備を目指しています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

1. 令和2(2020)年度現在、80棟ある学校施設のうち、70棟が築後40年以上となっていることから、施設の老朽化調査を踏まえた施設整備計画に基づき、計画的に施設改修を進めることが課題です。
2. 本市では、電子黒板・書画カメラの普通教室等への設置や一人一台端末及び校内LANの整備等、ICT環境の整備に積極的に取り組んでいます。今後、ICT機器等を効果的に活用し、子どもたち一人ひとりに個別最適化された学びを実現するため、デジタル教材などソフト面での整備と教員の指導体制の充実を図ることが課題です。
3. 事故や事件等から子どもたちを守るために、警備員の配置や監視カメラの設置のほか、保護者や地域の方々の協力により、登下校時における見守り活動が行われています。地域の方々の高齢化などの状況がみられることから、地域等での活動を継続していただくためのサポートや、新たな担い手に対して万が一の際に役立つ知識を普及していくことが課題です。

主な取組

1. 学校施設の計画的な整備

- ・子どもたちの多様な学習活動に対応できる教育の質的向上を含めた施設整備計画に基づき、計画的な学校施設の改修に取り組みます。改修にあたっては、児童生徒数の推移を慎重に見極め、学校規模にも注視しながら、整備手法等を含めた実施計画を策定します。
- ・平成 30(2018)年度に発生した大阪北部地震や台風 21 号による被害の教訓から、専門業者による保守点検を定期的に行い、予防保全の観点を取り入れながら施設を適切に維持管理します。

2. 児童生徒の学びを支える ICT 環境の整備

- ・個別最適化された学びの実現に向け、協働学習支援ツールやドリル等のデジタル教材を整備し、児童生徒の学習履歴を蓄積し分析したうえで、知識・技能の定着を図りつつ、多様な考え方を生み出す課題解決学習を推進します。
- ・臨時休業等の緊急時における学びの保障のみならず、平素の家庭学習支援や、不登校などによる長期欠席者等への学習支援を推進するため、一人一台端末を活用したオンライン授業等が行える環境を整えます。
- ・教職員の指導力の向上と働き方改革を進めていくため、全教職員が情報共有できる集約型教育用校務サーバを活かして、ICT を活用した具体的な授業の実践事例や業務効率化のツール・ノウハウ等の共有を進めます。

2

3

4

3. 通学路の安全確保のための体制確保

- ・通学路における危険箇所の点検や登下校時における見守り活動など、保護者や地域の方々との協働体制を強化します。
- ・地域等による見守り活動を継続していただくために、地域の活動に対するサポートを行います。また、警察と合同で実施する防犯声かけパトロール等を通じて、新たな担い手に対して知識を普及します。

5

もりグッド

●遠隔システムを活用した大学・企業等との連携

教育委員会では、大学・企業等と連携し、インターネットを活用した遠隔授業での出前授業を実施しており、専門性のある外部人材等を活用して、子どもの資質・能力の育成に努めています。



▲遠隔システムによる大学教員による授業の様子

施策5：人権平和・多文化共生



5年後の守口像

1. 人権問題・平和についての啓発活動を推進することにより、家庭、学校、地域、職場等あらゆる生活の場において、互いの人権を尊重する意識や行動が定着しています。また、子どもたちや若い世代に戦争の悲惨さや平和を尊ぶ意識が受け継がれています。
2. 人権に関わる悩みやトラブルを相談しやすい環境が整うことにより、市民が安心して暮らしています。
3. 多文化共生意識の啓発や日本語教室等により、地域社会の一員として外国人住民と日本人住民がともに暮らしやすい環境が整っています。

〔評価指標〕

指標名	初期値（年度）	目指す方向
1. 人権に関する講演会等の参加者数	1,976人（R1）	↗
2. 人権相談窓口の年間開設日数	168日（R1）	↗
3. 多文化共生に関する講座等の参加者数	2,979人（R1）	↗

施策を取り巻く状況

1

- ・ セクハラや家庭内暴力（DV）、いじめ、子どもや高齢者への虐待、障がい者差別、部落差別、外国人差別、性的指向を理由とする差別など、様々な人権課題があります。また、インターネットによる人権侵害など、手段が多様化しています。
- ・ 戦争経験者の減少により、戦争の悲惨さや平和の尊さを語り継ぐことが難しくなっています。
- ・ 平成31（2019）年4月に改正出入国管理法が施行されるなど、我が国で暮らす外国人の増加が見込まれます。多文化共生の社会の実現に向けて、総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を策定しています。本市には、令和2（2020）年10月現在、2,683人の外国人住民が暮らしています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

1. 人権意識を高揚させるため、人権関係団体等との協働により、あらゆる施策において人権擁護の視点を据えて、課題を掘り起こしながら検討を重ねています。新たな人権問題への対応をはじめ、常に問題意識をもちながら、その解消に向けた取組を一層進めていく必要があります。また、戦争経験者が減る中で、平和社会を築く機運を保つための啓発活動の工夫が課題です。
2. 人権問題に関する相談内容が複雑化しています。相談しやすい環境を整えていくことや、専門相談員の配置が必要です。また、窓口職員の相談対応の質をさらに高めていくことが課題です。
3. 本市では、労働力不足を補うための外国人労働者が増加しています。誰もが安心して暮らせる地域社会を目指して、総務省の「地域における多文化共生推進プラン」を基本的な考え方としつつ、地域の特性、住民の理解、外国人住民の実情・ニーズ等を踏まえ、本市に必要な多文化共生施策を立案し、総合的に推進していくことが課題です。

主な取組

1. 人権問題・平和に対する意識の醸成

- ・全ての人権が尊重され、差別のないまちづくりを推進するため、幅広い年齢層の参画が図られるように創意工夫した講演会等を実施します。
- ・市人権協会や市企業人権推進連絡会、人権擁護委員会等との連携・協力のもと、講演会をはじめ様々な啓発活動を実施します。
- ・戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代等に伝えていくため、工夫して啓発活動を実施します。
- ・あらゆる偏見や差別をなくすため、学校の教育活動全体を通して、人権意識の醸成と人権教育の充実に取り組みます。

2. セーフティネットとしての人権相談の実施

- ・人権が尊重され、安心して生活できる環境整備の一環として質の高い人権相談・女性相談・電話相談の充実を図ります。
- ・DV 被害者支援について、関係機関と連携を図り適切に対応します。

3. 多文化共生社会に向けた取組の総合的な推進

- ・文化や国籍の違いを認め合い、相互理解を深めるため、多文化理解講座を開催します。
- ・生活者としての外国人が暮らしやすい生活環境を整えるため、外国人住民への多言語での情報提供や、生活トラブル等を防ぐための生活支援体制をつくります。
- ・日本語教室を支える市民ボランティアが高齢化により不足していることから、市民ボランティアを養成します。

もりグッド

●ヒューマンライツフェスティバル

人権啓発活動の一環として人権意識の普及高揚を目指し、小・中学生から人権啓発作品を募集した上で人権啓発週間に入選作品を表彰するほか、様々な人権問題に関する専門的分野の著名人による講演を行っています。



▲ヒューマンライツフェスティバル

施策6：男女共同参画



5年後の守口像

1. 多様な啓発活動を行うことにより、男女共同参画社会への理解が深まり、家庭や職場など様々な場面で、男女ともに家事や育児、仕事などの役割を担って、お互いを尊重し、誰もが自分らしく活躍しています。
2. 専門カウンセラーによる相談を利用しやすい環境が整うことにより、社会的、経済的、精神的など多様な悩みを抱えた女性の不安が減っています。
3. 地域活動や家庭生活、雇用、市政などあらゆる分野において、男女がともに公平、平等に参加・参画しています。

[評価指標]

指標名	初期値（年度）	目指す方向
1. 男女共同参画をテーマにした講演会等の参加者数	140人（R1）	↗
<u>2. 専門カウンセラーによる女性相談対応件数</u>	<u>72件（R1）</u>	<u>↗</u>
3. 審議会等委員の女性比率	25.7%（R1）	↗

1

施策を取り巻く状況

- ・社会のあらゆる分野において、男女対等の立場で参画機会を確保するとともに、職場、家庭、地域生活において、ライフイベントへの配慮を進め、ともに支えあい、それぞれの場面で男女がともにいきいきと活躍できる環境づくりが求められています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

1. 一人ひとりの個性が尊重され、能力を発揮し、あらゆる分野への参画を促進するため、男女が互いの人権を尊重し、性別に基づく役割分担意識の解消を目指した啓発活動等を実施していますが、自らの意思によって女性が能力をさらに発揮することができるように、男女共同参画意識を醸成させることが課題です。
2. 女性が抱える悩みの多様化に対応して、専門的なカウンセラーによる相談を行っていますが、市民が常日頃から安心して利用できるよう、専門的なカウンセラーの継続的な確保と開設日数の拡大が課題です。
3. 豊かで活力ある社会の実現を図るために、あらゆる分野に女性が参画し、女性の個性と活力が十分に発揮されることが重要です。そのために、政策・方針決定過程への女性の参加促進に取り組んでいますが、男女共同参画が進んでいない分野を含めたあらゆる分野に、女性が活躍できる社会環境を目指して、市が率先して男女共同参画を具現化することが課題です。

主な取組

1. 男女共同参画に向けた学習機会の提供

- ・男女がともに個性と能力をさらに発揮することができるよう、ライフプラン、ワークライフバランス、子育て、育児休業と復職、介護、ハラスメント、多様な性のあり方などをテーマとする学習機会を充実します。
- ・ワークライフバランスを確立しやすい職場づくりや職場での男女共同参画を進めていくため、企業に対する情報提供や助言、研修などの支援を行います。

2

2. 女性の悩み相談窓口の充実

- ・安心して女性が過ごし、活躍できるように、家庭問題や暴力、ハラスメントなど、女性が生活する上で抱える悩みを気軽に相談できるよう設置している、専門カウンセラーによる相談窓口の体制等を充実します。

3

3. 市政における女性活躍の推進

- ・政策形成過程において男女の意見を把握するため、審議会・委員会等において男女のバランスを考慮した委員構成とします。
- ・政策形成や行政サービスの提供にあたって女性の視点を活かすため、女性職員の管理職への登用やワークライフバランスを確立しやすい職場づくり、女性活躍に関する職員研修を実施します。
- ・多様な性のあり方等について職員の理解を深めるため、研修を行います。

4

もりグッド

●男女共同参画週間記念のつどい

男女共同参画を推進していくために、ワークライフバランス、介護などをテーマとした講演会を開催しています。



▲男女共同参画週間記念のつどい

施策7：健康



5年後の守口像

1. 楽しく生きがいをもって暮らすために「自分の健康は自分で守る」を自然に意識し、市民自らが主体的な健康づくり活動に取り組むことで健康寿命が延伸しています。
2. ライフステージに合わせた健診を受診することで、市民自ら生活習慣病をはじめとする疾病の予防ができています。また、かかりつけ医師・歯科医師・薬剤師の定着によって早期発見・早期治療につながっています。
3. こころの健康づくりについての情報を発信するとともに、支援者を育成し相談しやすい環境を作ることで、市民が悩みや不安を抱え込まず自分らしく暮らしています。

〔評価指標〕

指標名	初期値（年度）	目指す方向
1. 健康寿命	男 77.07 歳（H29） 女 81.54 歳（H29）	↗
2. 特定健康診査受診率	34.4%（H30）	↗
3. 自殺者数	18人（H30年）	↘

施策を取り巻く状況

- ・急速に進展する少子高齢化や疾病構造の変化などに伴い、健康を取り巻く課題も複雑・多様化しており、生涯を通じての健康づくりを積極的に推進するための環境整備が必要となっています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

1. 一人世帯の男性高齢者の健康教室への参加が少ないことや、アンケート調査(平成 29(2017)年度健康増進計画中間評価)において、定期的な運動をしている市民が5割と少なく、健康づくりへの関心が薄い、または実行できていない市民が多くみられます。生活習慣病予防を含む健康づくりへの関心を高めるためには、健康情報の発信の工夫とともに取り組みやすい健康づくりの場を増やすことが課題です。
2. 生活習慣病をはじめとする疾病の予防や早期発見・早期治療のためには、健診を受診することが大切ですが、市民総合(特定)健康診査やがん検診の受診者が減少傾向にあることが課題です。また、各種検診の要精密検査者や要治療者において、精密検査や治療を受けない市民がいることが課題です。
3. アンケート調査(平成 29(2017)年度健康増進計画中間評価)で、「悩みを抱えた時にためらわずに相談できる」と答えた市民は5割にとどまっています。生きづらさを抱えている人が、悩みや不安を抱えこまないようにするために、相談できる場や人を増やすことが課題です。

主な取組

1. 健康寿命の延伸

- ・自然と健康寿命の延伸につながるような生活習慣を身につけてもらうために、健診や医療データをもとに科学的な裏付けのある健康情報を広く提供します。
- ・健康意識の向上を図るために、運動・栄養・禁煙を重点項目とした健康教育を実施します。
- ・地域や保健、医療、福祉などの関係機関と連携し、健康づくりのための自主グループを育成します。

2. 各種検診の受診率の向上とかかりつけ医などの定着

- ・市民総合(特定)健康診査やがん検診の受診者を増やすため、利便性を向上させるとともに、個別案内や未受診者への受診勧奨をします。
- ・各種検診の精密検査未受診者や未治療者に対しては、かかりつけ医などを定着させるなど気軽に医療機関を受診するよう勧奨を行います。

3. 生きづらさを抱えている人への支援

- ・誰も自死に至ることがない社会を目指して、こころの健康づくりについての情報を発信するとともに専門相談窓口を設置します。
- ・支援者を増やすために、ゲートキーパー研修 (悩みのある人に気づき、声をかけ、話を聴いて、危険度をはかり、適切な機関や支援者につなぎ、見守る人を育成するための研修) を充実します。

1

もりグッド

●歩こう会

健康教室に参加した市民が自主的に活動しているウォーキングの会です。

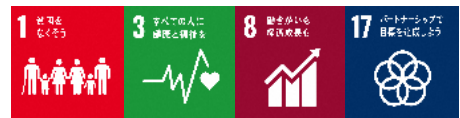
毎月、季節を感じられるような名所などを訪ねて、楽しみながら歩いています。

1年に1回、10組のグループが一堂に会して全体会を開催し、ウォーキングをしたり、情報交換をしたりして楽しく交流しながら健康についての学びを深めています。



▲鶴見緑地公園までウォーキング

施策 8 : 地域福祉



5年後の守口像

1. 様々な地域活動を通じて、全ての人々が交流できるようになることで、地域住民が支え手と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティが育成されています。
2. 包括的な相談支援体制の構築、また、つなぎ役（コーディネーター）の取組の充実により、複雑・複合的な課題を抱える対象者が、速やかに支援機関につながっています。
3. 社会的な孤立から支援できる制度の確立により、支援を必要とする市民が生活に困窮することなく安心して生活しています。また、相談支援や就労支援のさらなる推進、健康管理支援などにより、多くの生活保護受給者が自立した生活を送っています。

[評価指標]

指標名	初期値（年度）	目指す方向
1. 小地域ネットワーク活動の参加者数	37,602 人 (R 1)	↗
2. コミュニティソーシャルワーカーによる各機関へのつなぎ件数	319 件 (R 1)	↗
3. 生活保護受給者のうち、就労支援対象者の就労支援事業参加率	19.9% (R 1)	↗

施策を取り巻く状況

- ・国においては、地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、複合化・複雑化した生活課題への対応のため、断らない相談支援などの包括支援や多様な地域活動の普及・促進について、全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合う地域共生社会を実現するとしています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

1. 本市でも、単身世帯や核家族世帯の増加により、地域での人間関係が希薄化し、課題を解決していく地域力が弱まっています。地域住民が支え手と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成が課題です。
2. 高齢者、障がい者、子どもといった対象者ごとの各制度の整備が進む一方で、既存の縦割りのシステムに限界が生じ、法律や制度の狭間で十分な情報共有が図れず適切な支援につながらないケースがあります。複雑・複合的な課題に対して、福祉関係だけではなく多岐の分野にわたる多くの関係機関がワンチームとして協働する体制づくりが課題です。
3. 「くらしサポートセンター守口」を開設し、失業や病気、高齢化、家族の変化などにより生活が困窮した方に様々な支援を行っています。今後、これまで就労をしていなかったひきこもり者を抱える世帯への早期介入や支援が課題です。また、生活保護受給者は、健康に向けた諸活動が低調である傾向にあり、生活習慣病の発病や重症化につながっています。生活保護受給者の健康意識向上のため、健康管理の支援が必要と思われる者を把握することや健診の受診を促すことが課題です。

1. 「我が事」の意識の醸成

- ・地域住民の地域共生社会への意識、すなわち他人事ではなく「我が事」の意識を醸成するために、地域住民の地域活動に参加するきっかけづくりや、地域活動への関心を高め、参加を促します。
- ・地域共生社会を実現するため、地域の関係団体や学校との交流、世代間交流など多様な交流活動や、地域住民の参加と協働による支えあいの活動を推進します。

2. 包括的な相談支援体制の構築

- ・複合的な課題に対応するため、多機関協働のなかで、包括的に受け止める相談支援体制を構築します。
- ・複合的な課題を包括的に受け止める相談支援体制を構築するために、関連する多機関との協議のもと、主につなぎ役（コーディネーター）を担う機関等を定めるとともに、関係機関にコーディネーターの役割を周知します。
- ・介護保険制度における地域ケア会議や障がい分野の協議会などの各制度の枠組みを活用して、多機関協働の協議・検討の場を設けます。

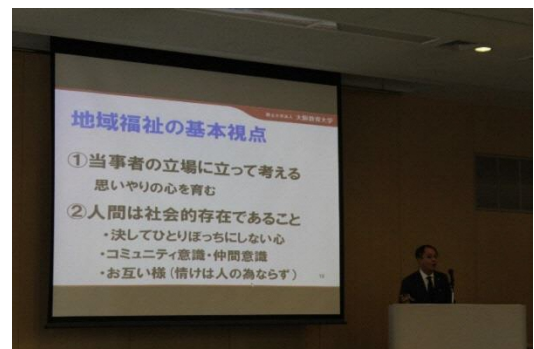
3. 生活困窮者等への支援

- ・生活に困窮し、就労支援を要する方に対して、就労支援相談員を通じてより丁寧に支援を行います。
- ・ひきこもり者に対して長期にわたる支援ができるように、居場所づくりの確保などの支援を充実させます。
- ・生活保護受給者のうち、これまで就労支援の対象外であった者に対しても支援できる体制を整備し、多様な働き方を通じた就労を支援します。
- ・傷病の重症化を予防するため、生活保護受給者に対して健診の周知・受診勧奨を行います。

1

●「守口版地域共生社会」フォーラムの開催

地域の関係機関・団体や市職員を交えて、地域福祉を取り巻く施策の動向について理解を深め、これまで培ってきた地域福祉の取組をどのように活かし、また今後どのような視点が必要になるのか等について考える機会として開催しました。



▲「守口版地域共生社会」フォーラム

施策9：障がい者福祉



5年後の守口像

1. 地域生活を支える体制整備や地域移行の促進により、障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができています。
2. 障がい者に対する就労支援や日中活動の場の充実により、障がい者が生きがいを持って生活し、社会参加や余暇活動に取り組んでいます。
3. 市民が障がいについて理解し、障がいのある人もない人も、誰もがかけがえのない個人として尊重され、ともに支えあい共生する社会が実現しています。

〔評価指標〕

指標名	初期値（年度）	目指す方向
1. 地域生活支援拠点の整備数	1施設（R1）	↗
2. 就労移行支援事業等のサービスを利用した障がい者数	544人（R1）	↗
3. 障がい者理解に係る講座等参加者数	1,722人（R1）	↗

施策を取り巻く状況

- ・ 障害者差別解消法の施行や障害者総合支援法の改正等により、障がい者（児）が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送れるよう、その障がいの特性や環境に応じた支援が求められています。
- ・ 今後は、障がい者理解の促進や権利擁護の取組を推進するとともに、障がい者の高齢化や親亡き後を見据えた支援の構築など多様なニーズへの対応が必要です。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

1. 今後の暮らし方として、自宅で家族と一緒に暮らしたい、一人暮らしをしたいというニーズが高く、在宅生活を支えるためのサービスの確保等が課題です。また、障がいのある人及び児童が地域で安心して暮らし続けるためには、障がいの重度化や高齢化、親亡き後にも切れ目無く支援を提供できる体制の構築が課題です。
2. 障がいや病気等により、働くことに不安があるとの声があがっています。また、社会参加にあたっては「地域においてどのような活動が行われているか分からない」「一緒に活動できる仲間がない」との意見があります。障がい者の就労支援・社会参加の機会を充実していくことが課題です。
3. 障害者差別解消法の趣旨である「合理的配慮の提供」や「不当な差別的取扱いの禁止」について、未だその内容について知らない人も多く、障がいを理由とした差別や嫌な思いをしたことがある障がい者がみられます。障がい者虐待も依然として多く、その背景として擁護者に虐待という認識がないケースが散見されます。障がい者に対する理解の促進や適切な権利擁護が課題です。

主な取組

1. 地域生活支援拠点等の整備

- ・障がいのある人及び児童並びにその家族が住みなれた地域で安心した生活が継続できるように、「共生型サービス」を含め、必要とされる支援・機能を複数の事業所で分担し、連携することで地域を支える「面的整備」により、地域生活支援拠点等を整備します。

2. 就労支援・社会参加の充実

- ・障がい特性や適性に応じた就労支援を強化し、障がい者の多様な働き方を支援 するとともに、障がい者の就労の場が増えるよう、市内企業等への啓発を行います。
- ・障がい者が充実した社会参加や余暇活動ができるよう、日中活動の場の充実や情報提供等の強化に取り組めます。

3. 障がい者理解の促進、権利擁護の充実

- ・障がい者に対する正しい理解が市民に広がるように、障害者差別解消法の内容をはじめとした障がい者理解のため、啓発や交流に関する取組を充実します。
- ・障がいの有無に関わらず、互いを尊重しあう社会の実現に向けて、関係機関との連携を強化するなど権利擁護に関する取組を充実します。

1

もりグッド

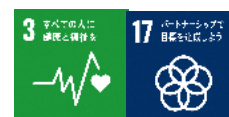
●エルフェスタ in 北河内西を開催

障がい者雇用に関する理解や認識を深めるとともに、障がいのある方の就労に向けた取組を知っていただくための場として、関係機関との共催で開催しています。



▲エルフェスタ in 北河内西の風景

施策 10：高齢者福祉



5年後の守口像

1. 地域包括支援センターの機能強化を行い、高齢者が地域全体で支えられています。
2. 認知症サポーターが増えたことなどにより、認知症になった方が住み慣れた地域で「安心してすごせるまち守口」になっています。
3. 介護予防の拠点である「通いの場」や身近な地域で主体的に活動する「さんあい広場」への参加を通じて、高齢者が可能な限り自立した生活を送ることができています。

〔評価指標〕

指標名	初期値（年度）	目指す方向
1. 自立支援型ケア会議検討事例数	96件（R1）	↗
2. 認知症サポーター数	7,665人（R1）	↗
3. 通いの場の確保・活用状況 通いの場箇所数 通いの場参加者数	86箇所（R1） 1,934人（R1）	↗

施策を取り巻く状況

- ・ 少子高齢化及びひとり暮らし高齢者のさらなる増加により、要介護及び認知症高齢者の増加が想定されます。また、それに伴って介護給付費の増大が懸念されます。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

1. 認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、支援を必要とする人のみならず、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることが必要です。さらなる地域包括支援センターの機能強化や、自立支援型地域ケア会議の運営の円滑化が課題です。
2. 認知症に対する理解を深めることは、認知症の早期発見・早期治療・地域での見守り体制の構築につながります。新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）では、令和2（2020）年度までの認知症サポーター **※1** の目標値がおおよそ人口比 10%とされていますが、本市は未達成の状況です。これまでから、地域住民や一部の小中学校、企業等に対する認知症サポーター養成講座を実施していますが、今後、全ての小学校の児童に対して、認知症サポーター養成講座を行うことが課題です。
3. 高齢化の進展に伴う後期高齢化率の上昇により、支援を必要とする高齢者が増加傾向にあります。高齢になっても、可能な限り自立した生活を送ることができるよう、介護予防の推進、自立支援及び重度化防止に向けた取組である「通いの場」及び「さんあい広場」の利用促進や整備に向けた地域住民の意識の醸成が課題です。

1

※1 認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する応援者のこと。市や職場等で実施されている「認知症サポーター養成講座」を受講した人が「認知症サポーター」となる。

1. 地域包括支援センターの機能強化

- ・地域包括支援センター職員の専門性の強化を図るため、くすのき広域連合と連携し、研修会や職種間交流会を実施します。
- ・自立支援型地域ケア会議を専門職（多職種）と協働して開催し、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント（※2）を実践します。

2. 認知症サポーターの養成

- ・認知症サポーターをおおよそ人口比 10%にするため、小学校の全児童に対して、小学校教育修了までに、認知症サポーター養成講座を実施します。
- ・認知症サポーターに対して、さらに認知症に関する理解を深めるとともに、認知症カフェ等での活動に繋がるように、次の段階の認知症サポーターステップアップ講座を実施します。
- ・認知症カフェを継続的に実施できるように、運営者間での情報共有や運営者の知識・技術の向上を図る場として認知症カフェ運営者の連絡会を開催します。

3. 通いの場等の活性化

- ・介護予防の推進、自立支援及び重度化防止を図るため、地域の介護予防の拠点である「通いの場」の開催場所を増やします。また、参加者数が増加するための創意工夫ある取組を実施します。
- ・通いの場のさらなる発展・継続に向けて、それぞれの地域の通いの場で活動する運動サポーターやボランティアが情報共有できるよう、通いの場交流会を開催します。
- ・体と心が元気になる体操「カラコロ体操」をさらに普及するため、カラコロ体操教室を開催します。
- ・通いの場の男性参加者を増やすため、「通いの場男子会」や「おっさんずグラウンドスクール」などを実施します。
- ・さんあいの3つのテーマである「ふれあい」「語り合い」「助け合い」の意識を醸成するため、「さんあい広場」活動の支える側の運営体制を支援します。

もりグッド

●通いの場

『通いの場』とは、住民同士が気軽に集い、一緒になって内容を企画し、活動内容を決め、ふれあいを通して「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げる場です。また、カラコロ体操などの介護予防のための活動をする場でもあり、場所は、個人の家や集会所など、みんなが通いやすい場所が「会場」となります。『通いの場』に参加し楽しむことが、高齢者の新しい生活習慣として定着すると、さらに地域が活性化し、支えあいが広がります。



▲通いの場の活動

※2 介護予防ケアマネジメント

介護が必要な状態（要介護）になることを可能な限り防ぎ、もし要支援・要介護状態になっても、状態が悪化しないように高齢者自身が地域において自立した日常生活を送ることができるよう支援すること。

施策 11：コミュニティ活動



5年後の守口像

1. 公益的な活動に必要な支援を行うことにより、地域コミュニティ協議会が地域住民の主体的なコミュニティ活動（地域文化・地域活動等）を促進するとともに、地域課題の解決に向けて中心的な役割を担って活動しています。
2. 様々なテーマの学習・研修の機会や交流の場を提供することで、コミュニティセンターが拠点となって市民と市民との多様なつながりが広がるとともに、地域課題に対する意識や関心を高めた市民の地域活動等への参加・参画が進んでいます。

〔評価指標〕

指標名	初期値（年度）	目指す方向
1. 地域コミュニティ協議会の認知度	46%（R 1）	↗
2. 各コミュニティセンターの年間平均利用率	29.7%（R 1）	↗

施策を取り巻く状況

- ・本市では、地縁団体（自治会・町会活動）、地縁・テーマ型団体（教育・福祉・防犯等の活動）を中心とした市民活動が盛んで、地域における様々な行事や課題解決等に取り組んできました。
- ・高齢化やライフスタイルの変化により、地域活動を担う人材不足、町会や自治会の加入率の低下等が問題となっている一方で、防災や福祉の分野における共助の核として、地域コミュニティの役割は重要性を増しています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

1

1. 平成 28(2016)年度に発足した地域コミュニティ協議会は、地域住民等の主体的なコミュニティ活動（地域文化・地域活動等）の促進及び活性化並びに地域課題の解決に取り組み、協働のまちづくりの推進を図ることを目的とする、自主的な市民組織です。協議会は、地域を代表する地縁団体として、市との協働により、各地域に応じたかたちでのまちづくりに取り組んでいます。地域での人と人とのつながりの希薄化を食い止め、地域住民の主体的なコミュニティ活動の促進及び活性化を目指すためには、今後さらに地域コミュニティ協議会が中心となり、地域住民の想いを反映した地域のまちづくりを行うことが課題です。
2. 市内8箇所箇所に設置しているコミュニティセンターは、地域における市民の相互交流を促進するとともに、市民の主体的な学習活動の場及び機会の提供、市民との協働によるまちづくりを推進するための施設です。市民と市民との多様なつながりを広げていくため、より多くの人に施設を利用してもらえるように利用者のニーズを的確に把握し、利用しやすい環境を整えていくことが課題です。また、地域の潜在的な人材や資源を発掘し、地域活動への参加・参画を促進していくことが課題です。

1. 地域コミュニティ協議会の活動支援

- ・地域住民による主体的なコミュニティ活動が活性化するように、地域コミュニティ協議会等の団体に対して、団体の育成や公益的な活動に必要な支援を行います。
- ・より柔軟に地域のまちづくりに取り組めるように、地域コミュニティ協議会が集まり、各地域が抱える課題や地域独自の事業内容等について情報共有や意見交換を行う場を設けます。
- ・コミュニティ活動の持続的な発展に向けて、将来的な地域自治のあり方や公民の連携について検討します。

2. コミュニティセンターを拠点としたコミュニティづくりの促進

- ・地域の様々な人に居場所や活動機会を提供するため、読み聞かせ等の子育て支援や防災講座、地域の交流を促進するコミュニティカフェ等の多様なニーズに対応した事業を展開します。
- ・地域活動等への市民の参加・参画を進めていくため、地域課題に対する意識や関心を高める事業をコミュニティセンターで開催します。

●コミュニティセンターの整備

平成 28(2016)年度に公民館を廃止し、守口市地域コミュニティセンターを設置しました。市内を東部・中部・南部の3エリアに分けた8館体制で、各エリアには、拠点となる1館を「地域コミュニティ拠点施設」として整備しています。また、施設を利用する人の様々なニーズに効果的・効率的に対応し、市民サービス向上を図るため、平成 30(2018)年度より指定管理者による運営を行っています。



▲東部エリアコミュニティセンター
(平成 30(2018)年度に開館)

施策 12：市民協働



5年後の守口像

1. 市民同士あるいは市との協働による地域課題の解決を目指した市民のアイデアに対して予算や協力体制が確保され、市民が主体となった公共サービスが提供されています。
2. 話し合いを通じて協働の考え方を共有することで、市民団体や市民個人、事業者などと行政との協働による事業が適切に行われています。
3. 市民協働の基盤として、市民の意見や要望を市政に反映できる仕組みを整えることで、市民が積極的に市政へ参加・参画しています。

〔評価指標〕

指標名	初期値（年度）	目指す方向
1. 守口市公募型協働事業提案制度提案件数	1件（R1）	↗
2. 市民団体と協働した行政の事業数	50件（R1）	↗
3. 市民の声への意見提出件数	473件（R1）	↗

施策を取り巻く状況

- ・ライフスタイルの多様化により、地域社会との関わりや市民活動への関心をあまり持たずに生活する人たちが増加しています。地域社会に対して市民一人ひとりが参画意識を持ち、市民活動への関心を高めることが求められています。
- ・本市では、平成 25(2013)年度に「守口市市民協働指針」を策定し、目指す協働を「多様な市民や行政が、地域の公共的な課題の解決を目指して、同じ目的のために協力して行動すること」と定め、市民との協働に取り組んでいます。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

1. 平成 26(2014)年度に創設した守口市公募型協働事業提案制度については、平成 30(2018)年度までに 29 件の応募があり、5 件の事業が実施されています。より多様な提案を集めるためには、当該制度をより利用しやすくするとともに、周知することが課題です。また、市民が協働についていつでも相談できるように相談窓口を整備することが課題です。
2. 「こどもまつり」や「市民まつり」をはじめ、様々な協働事業を実施していますが、これらの事業が協働事業であると認識していない団体が多く存在しています。協働事業に関わる市民団体や事業者と、協働の考え方を共有した上で、協働事業に共に取り組むことが課題です。
3. 市民の市政への参加・参画機会としてパブリックコメントを実施していますが、平成 30(2018)年度の提出件数は平均 9 件となっています。市民との協働を進めていくため、一方的に市民の声を聴取する手法だけでなく、市民が主体的に地域の課題解決等に向けて取り組むことができる手法を取り入れるなど、市民協働の基盤を整えていくことが課題です。

1. 地域課題の解決に向けた市民のアイデアの具体化の支援

- ・ 守口市公募型協働事業提案制度においてより多くの提案がされるように、募集期間の延長や提案作成にあたっての支援など、制度を見直すとともに、見直した内容を周知します。
- ・ 市民団体や市民個人が協働への参加を思い立ったときに、相談したり、必要な情報を得られるように、市民活動支援に関する庁内横断的な組織を構築し、相談窓口体制を整備します。

2. 協働の考え方に基づく市民団体等との協働事業の実施

- ・ 市民団体や市民個人、事業者などが協働の考え方を共有し、協力し合える場の設定を行い、適切な役割分担のもと連携・協力して「市民まつり」や「こどもまつり」、「駅伝競走大会」をはじめとする様々な事業を開催します。

3. 市民意見の市政への反映に向けた広聴活動の充実

- ・ 多くの市民の意見を行政に反映するために、「市民の声」などの広聴体制を市民に分かりやすく周知するとともに、市民の意見を行政及び市民が共有できるように公表します。
- ・ 総合基本計画などの市の施策や行政情報が広く行きわたるように、市民とともに具体的な方策を検討します。

もりグッド

● 守口市公募型協働事業提案制度

市民と行政が、また、市民同士が協働でまちづくりに関わる事業を実施するための制度として、守口市市民協働指針に基づき、平成 26(2014)年度に守口市公募型協働事業提案制度を創設し、協働事業を推進しています。



▲平成 29(2017)年度守口市市民協働推進事業
「薬物乱用防止対話集会パート2」の様子
(守口市公募型協働事業提案制度の提案事業)

施策 13 : 生涯学習・スポーツ



5年後の守口像

1. 守口市立図書館において、図書やレファレンスサービス等を活用し、必要とする情報を市民が自ら収集し、生涯学習等に役立てています。
2. 生涯学習施設の老朽化への対応策が適切に検討・実施され、市民が生涯学習活動を続けることができます。
3. 指導者の育成により、市民のスポーツ・レクリエーション活動が継続されています。

〔評価指標〕

指標名	初期値 (年度)	目指す方向
1. 守口市立図書館の来館者数	-人 (R 1)	↗
2. 守口市民体育館と守口文化センターの来館者数	314,162人 (R 1)	↗
3. ニュースポーツ講習会の参加者数	259人 (R 1)	↗

施策を取り巻く状況

- ・国は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、スポーツを中心として生涯学習を推進しています。
- ・人生 100 年時代を見据え、自ら学ぶ意思に基づき、手段や方法を選んで生涯にわたって学習することがさらに重要となっています。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

1. 令和 2 (2020)年度に、守口市立図書館を開館し、図書の貸出しやレファレンスサービスを提供しています。社会状況の変化により、市民の抱える課題は今後も増え続けることが予想されるため、市民が必要な情報を自ら収集できる環境を継続的に整備していくことが課題です。
2. 市民一人ひとりが、生きがいのある充実した生活を送ることができるよう、生涯学習活動を推進することが必要ですが、守口市民体育館及び守口文化センターの施設が老朽化していることから、市民ニーズを踏まえ施設更新の在り方を検討することが課題です。
3. スポーツ・レクリエーションの推進に携わる指導者の高齢化が進んでいます。スポーツ・レクリエーション活動を継続していくために、指導者を育成することが課題です。

主な取組

1. 市立図書館を活用した情報収集・読書環境の充実

- ・市民が様々な図書にふれることができるように、市民ニーズを踏まえて、図書を計画的に収集し、蔵書を拡充します。
- ・市民の課題解決を支援するため、情報発信やレファレンスサービスを充実します。
- ・読書習慣のきっかけを提供するため、親子向けの読み聞かせ講座や児童・生徒が読書への興味を高めるイベント等を開催します。

1

2. 生涯学習活動を行うための環境の充実

- ・市民の生涯学習活動を支援するため、守口市民体育館と守口文化センターの事業等について、関係団体と連携して情報発信を行います。
- ・生涯学習施設が老朽化していることから、アンケートや SNS の活用により把握した市民ニーズを踏まえ、今後の活動環境の整備手法について検討します。
- ・市立図書館において、市民が「集い・学び・交流する」ことを目的とした様々な講座を企画し、実施します。

2

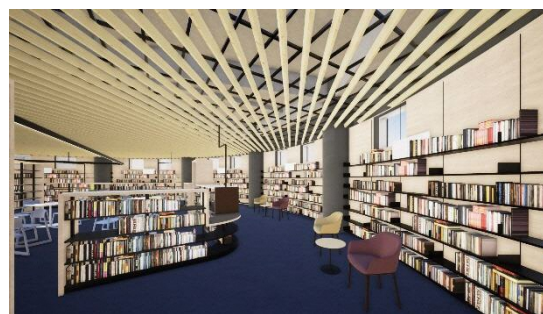
3. スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ・スポーツ・レクリエーション活動の指導者を育成するため、スポーツ推進委員や関係団体と協力し、初心者から上級者まで気軽に参加できる事業やきっかけづくりになる取組を実施します。
- ・スポーツ・レクリエーションを楽しむ機会を充実するため、ライフステージに応じたスポーツ・レクリエーション大会を開催します。

もりグッド

● 守口市立図書館

時代の変化や市民ニーズへの対応を踏まえ、新たな生涯学習・コミュニティ活動の拠点として再生・活性化するため、守口市生涯学習情報センターを改修し、市民が「集い・学び・交流する」施設として、**本市初となる守口市立図書館**が令和2(2020)年度に開館しました。



▲ 守口市立図書館

施策 14 : 文化



5年後の守口像

1. 守口市美術展覧会や日本南画院大作展をはじめ、身近に文化・芸術にふれることで、文化・芸術活動を自ら行う市民が増えています。
2. 指導者の育成や関係団体の協力によって、市民の文化・芸術活動の支援体制が構築され、市民による文化・芸術活動が活発に行われています。
3. 文化財の適正な保存や展示会の活用により、文化財についての情報が発信され、市民が誇れる魅力の一つとなっています。

〔評価指標〕

指標名	初期値（年度）	目指す方向
1. 守口市美術展覧会、日本南画院大作展の入場者数	1,491人（R1）	↗
2. 文化・芸術に関する提携大学数	1校（R1）	↗
3. もりぐち歴史館の来館者数	2,694人（R1）	↗

施策を取り巻く状況

- ・国においては、文化・芸術の担い手の高齢化による継承や文化財保護が喫緊の課題とされています。
- ・本市においても、文化・芸術の継承・振興や文化財の保護・活用は、守口市の魅力を継承し、発信していく上で重要です。

5年後の守口像実現に向けた現状と課題

1. 守口市美術展覧会や日本南画院大作展を開催し、市民が身近に文化・芸術にふれる機会を提供しています。新たな文化・芸術が生まれるまちとして振興を図るためには、様々な機会を通じて市民の文化・芸術への意欲を醸成していくことが課題です。
2. 大阪国際大学と文化・芸術に関する提携を締結し、文化・芸術の振興をしています。文化・芸術の推進に携わる指導者の高齢化が進んでいることから、今後、市民の文化・芸術活動を継続的に実施していくための支援体制の確保が課題です。
3. 本市には、由緒ある神社仏閣や旧中西家住宅・中西家文書・大枝中村家文書、また寺方提灯踊りなど有形、無形の文化財があり、貴重な財産となっています。保存スペースが限られていることから、有形文化財を適正に保存し、活用していくことが課題です。

主な取組

1. 文化・芸術を身近に感じられる機会の提供

- ・市民の文化・芸術への意識を醸成するため、関係団体と協力し、文化・芸術を身近に感じられるような事業やきっかけづくりになる取組を実施します。
- ・提携大学などとも協力し、本市の歴史や芸術・文化等に関する講演会や展示会などを開催します。

1

2. 市民の文化・芸術活動を支援するための体制の確保

- ・市民の文化・芸術活動を支援する体制を確保するため、指導者の育成や専門職員の配置、大学との連携強化に取り組みます。

3. 本市の魅力資源としての文化財の保存と活用

- ・文化財を保存・活用するため、文化財のデジタルアーカイブ化を行い、デジタルデータを「もりぐち歴史館」等で展示します。
- ・市民が歴史や文化に親しみ、愛着を持ってもらうため、市内に点在する史跡や文化財、施設をめぐるルートを紹介した「もりぐちぶらり歩きマップ」を更新し、広く情報提供を行います。

2

もりグッド

●もりぐち歴史館

平成 10(1998)年 2月 18 日に旧中西家住宅を守口市指定有形文化財「建造物第 1 号」に指定しました。江戸時代の武家屋敷の構えを残す貴重な文化財として、保存し、次代に継承するため、もりぐち歴史館として開館しています。



▲もりぐち歴史館「旧中西家住宅」